## (報告事項ア)

## 保有個人情報の目的外利用について

## 1 趣旨

松本市個人情報保護条例(令和4年条例第38号)第6条第5号に規定する保有個人情報の目的外利用について、その概要を報告するものです。

## 2 目的外利用の概要

個人情報取 扱事務等の 名称	情報取扱 所管課 (情報を 利用させ る は 供する課 等)	情報を利 用する又 は提供を 受ける課 等	利用させる又 は提供する個 人情報の内容	情報を利用 させる又は 提供する目 的	情報取扱所管課 の判断
物価高騰低所	財政部	健康福祉	令和6年12月	物価高騰低所	標記事業の目的を
得世帯重点支	市民税課	部	13日時点の非	得世帯重点支	達成するために、
援給付金事業		福祉政策	課税者、被扶養	援給付金事業	市民税課で保有し
		課	者、租税条約適	の実施にあた	ている標記情報
			用者、未申告者	り、対象者を	が、欠くことがで
			の課税台帳の内	抽出するため	きないものである
			容		と認められるため
					(事業を実施する
					際、対象者抽出の
					ために課税情報を
					確認する必要があ
					るが、市民から直
					接課税情報を取得
					するのが困難かつ
					迂遠のため)